

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題 1. 国際輸出管理レジームである M T C R の規制内容は、輸出令別表第 1 の 2 の項及び外為令別表の 2 の項に反映されている。

問題 2. 昨日、来日した米国人 Z（非居住者）は、秋葉原の専門店で外為令別表の 9 の項（1）に該当する暗号通信ソフトを 1 セット（総価額 9 0 万円）購入した。米国人 Z が、当該ソフトを持って、米国に帰国する場合、輸出令第 4 条第 1 項第四号の少額特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。

問題 3. 輸出令別表第 1 の 1 から 1 6 までの項の下欄は、「全地域」と規定されている。

問題 4. 外為法第 1 条では、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定している。下線部分は正しい。

問題 5. 役務通達 1（3）サの特定類型②では、「外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち（A）を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者」と規定されている。（A）には、「5 0 % 超」が入る。

問題 6. 輸出令別表第 1 の 7 の項に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術は、外為令別表の 7 の項に該当することはない。

問題 7. 本邦にあるメーカー S からポンプの設計図面を外国にあるメーカー T に提供する場合、該非判定は、①輸出令別表第 1、②貨物等省令、③運用通達を確認しながら行う。

問題 8. オーストラリア人 Z は、英国にある大学を卒業後、本邦にある電機メーカー P に就職し、東京にある中央研究所に勤務している。オーストラリア人 Z は、初来日から 6 ヶ月も経っていないが、居住者として取り扱われる。

問題 9. 本邦にあるメーカー R は、米国にあるメーカー G から輸入した焼却装置 1 セット（輸出令別表第 1 の 3 の項（2）1 0 に該当）を検品したところ、故障があったので、今週末に米国にあるメーカー G に返品する予定である。この場合、無償告示が適用できるので、メーカー R は輸出許可不要である。

問題 1 0. 運用通達によれば、輸出許可申請のみの場合には、取引の内容を確認することができる書類として、注文書も認められている。

問題 1 1. 外為令別表の 2 の項（1）では、「輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの」と規定されているが、ここでいう「経済産業省令」とは、「貿易関係貿易外取引等に関する省令」のことである。

問題 1 2. 役務通達の「用語の解釈」によれば、「据付」は、「使用」にあたる。

問題 1 3. 本邦にあるメーカー X は、来月、オランダで行われる国際展示会に輸出令別表第 1 の 2 の項（1 5）1 に該当するロボット（1 台）を出品し、展示会終了後、本邦に持ち帰る予定である。この場合、メーカー X は、オランダに輸出する際、輸出許可は不要である。

問題 1 4. 外為法第 5 5 条の 1 0 第 1 項によれば、輸出等を業として行う者は、「輸出者等遵守基準」を定めなければならない。

問題 1 5. 本邦にあるメーカー P は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第 1 の 6 の項（7）に該当するロボット 1 台（総価額 8 0 0 万円）を台湾のメーカー Q に輸出する予定である。メーカー Q の用途は、通常兵器である機関銃の製造用であっても、この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。

問題 1 6. 輸出令別表第 1 の 2 の項（1 2）の「核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械」とは、「核兵器の開発又は製造に用いることができる工作機械」という意味である。

問題 1 7. 本邦にある貿易会社 H は、輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する集積回路 α （総価額 3 0 0 万円）を来月、中国にあるメーカー J に輸出する予定である。集積回路 α については、中国でも普通に購入できる場合、貿易会社 H は、輸出許可を取得する必要はない。

問題 1 8. 本邦にあるメーカー X は、フィリピンの警察から、輸出令別表第 1 の 9 の項（7）に該当する暗号通信装置 2 0 セット（総価額 3 0 0 万円）の注文を受けた。用途を確認したところ、反政府活動をする団体を監視するために使用すると連絡を受けた。メーカー X が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該暗号通信装置を輸出する場合、事前に経済産業大臣に届出をする必要がある。

問題 19. 本邦にある貿易会社Xは、オーストラリアにあるメーカーYから住宅用の産業用銃100セット（輸出令別表第1の1の項に該当）を購入し、米国にある住宅メーカーZに販売する予定である。当該産業用銃は、オーストラリアから米国に直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第4項の仲介貿易取引許可を取得する必要がある。

問題 20. 包括許可取扱要領の別表1の左欄の（6）の（表）によれば、「核兵器等の開発等」に「用いられる（利用される）疑いがある場合」、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効する。下線部分は正しい。

問題 21. 外為令別表中の「係る技術」とは、「関係する技術」又は「関連する技術」という意味である。

問題 22. 本邦にあるメーカーFは、インドにある同国陸軍の研究所から、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維（1トン）の注文を受けた。用途を確認したところ、航続距離が300キロメートルを超える無人航空機の製造に使用し、気象観測用を使用すると連絡を受けた。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は不要である。

問題 23. 輸出令別表第1の2の項（12）2に該当する測定装置と輸出令別表第1の6の項（6）に該当する測定装置をそれぞれ無許可輸出した場合、外為法第69条の6によれば、後者の方が刑罰が重い。

問題 24. 外為法等遵守事項では、「子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うこと。」が求められている。

問題 25. 本邦にあるメーカーが、外為令別表の9の項（1）に該当するソフトウェアを非居住者に無許可で提供した場合、経済産業大臣により外為法第53条第1項の行政制裁を受けることがある。

2025年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第66回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達1（3）サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
輸出令別表第3の地域（グループA）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までの項に該当する貨物（技術）をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物